



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

相談は
こちらへ…

役場消費生活相談窓口(町民課内)

TEL 0796・36・1941 (直通)

たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

～ 若者にありがちな契約トラブル② ～

【事例】

生活費に充てようと銀行からカードでお金を借りた。

しかし、仕事の減少に伴って最近では収入もごくわずか。生活もままならず返済のあてもない。一体どうすればいいのか。

【ひとことアドバイス】

◇借金の解決方法には次の4つがあり、①以外は裁判所での手続きとなります。それぞれにメリット、デメリットがあるほか、借り主の生活状況、返済能力や借入れの経緯などから判断して選択します。

◇借金問題でお悩みではありませんか？ 一人で悩まずご相談ください。

①任意整理

借り主が貸し主（銀行や業者など）と直接話し合いをして借金の返済方法や金額を決め直す方法です。借り主自身で行うか弁護士や司法書士に依頼します。

②個人民事再生

裁判所に申し立てを行い、継続的な収入を見込める場合に借金を3～5年で返済することを条件に、その一部を免除してもらう方法です。

③特定調停

裁判所に調停を申し立て、調停委員が貸し主と交渉して借金の返済方法や金額を決め直し、原則3年以内でその全額を分割返済する方法です。

④自己破産

上記3つの方法が困難な人の最後の救済方法です。

裁判所に破産を申し立てて借金が支払えないことを宣告してもらいます。そのためにすべての資産を処分する必要があるほか、以後7年間は免責（借金の免除）を受けられないので「絶対に借金をしない」という本人の強い意志が必要です。